

## 【施設復旧までの流れ】

道路施設の復旧までの流れは次のとおりです。  
 ご不明の点は下記連絡先までお願いします。

①	<b>事故発生</b> ※ガードレールの道路へのはみだし等、交通に影響を与えることが予想される場合は、下記事項にかかわらず、遅滞なく撤去等の安全対策を講じ、その旨を報告してください。
②	<b>「道路施設破損等連絡書」(様式1)の提出(持参、郵送またはメールにて)</b>
③	<b>損傷状態確認</b> ※確認のための現地調査は当部が委託する道路管理業務受託者により行います。 ※調査に必要な費用(人件費及び交通費等)については、上記受託者から原因者に請求します。
④	<b>復旧の要否及び復旧時の留意点等必要事項を連絡</b> ※復旧を要する場合は、原型または従前の機能が確保される状態にすることを原則とします。
⑤	<b>工事業者等の選定・当方への連絡</b> ※業者等の選定に関して当方では関与しません。
⑥	<b>施工計画書の提出、使用材料の仕様等資料の提出</b> ※工事に着手する時点の秋田県土木工事共通仕様書に準じて施工計画書を作成・提出して下さい。 記載を要する内容は、施工体制、施工方法、工事実施日、道路交通に対する安全対策等です。 ※仕様材料の仕様等資料は、品質証明書、見本又はカタログ等とします。
⑦	<b>法令等手続き(道路交通法、私有地使用許可等)</b> ※道路交通法の手続きに関するお問い合わせは、現地を管轄する警察署にお願いします。 <a href="#">(参考)道路使用許可に関する警察庁のホームページ</a> ※私有地等の使用許可については、使用が必要な場合のみで結構です。(様式は任意です)
⑧	<b>法令等手続き完了報告</b> ※手続きの完了を確認するため、許可書の写しを提出し報告して下さい。(FAX、メール可)
⑨	<b>復旧工事実施指示(道路法第22条第1項に基づく指示)</b> ※⑧までの内容を内容を確認の上、実施の可否を判断し、実施の指示を行います。 <u>それ以前の着手は認めません。</u>
⑩	<b>復旧工事着手～実施</b>
⑪	<b>復旧工事完了報告</b> ※工事完了届を提出して下さい。(様式任意、下記の内容を網羅したもの) <input type="checkbox"/> 工事完了届 (記載内容については別紙の完了届例を参考として下さい) <input type="checkbox"/> 着手前・完了写真(着手前・完了後を対比するように正面及び前後の3方向から撮影したもの) <input type="checkbox"/> 作業中写真(工事の施工状況が確認できるもので各工種の代表的なもの。基礎部など完成後に目視できない部分は重点的に撮影のこと) <input type="checkbox"/> 使用材料写真(現地で使用した材料の規格・寸法等が分かるもの) <input type="checkbox"/> 使用材料の品質証明書・カタログ等(同上) <input type="checkbox"/> その他当方から提出の指示があったもの
⑫	<b>復旧状況確認⇒連絡責任者へ結果を連絡</b> ※確認の結果、道路施設として不適合と判断される場合は、再復旧を指示することがあります。 ※確認者、費用については③記載事項と同様です。

## 連絡先

〒016-0815

秋田県能代市御指南町1-10

電話 (0185)52-6101

秋田県山本地域振興局建設部

FAX (0185)54-5226

保全・環境課 道路保全班 物損事故等担当者

メール yamaken@pref.akita.lg.jp